

所得税と住民税の取得価額の調整（みなし取得費）

目次

1. 所得税の場合
2. 住民税の場合
3. 個人投資家が行うべき住民税への対応

1. 所得税の場合

株式取得時に関する所得税の優遇措置（A・B）を受け、その後当該株式を売却した場合、株式譲渡益（＝売却価格－取得価格）を算定するための取得価格として、所得税では、取得価額を調整し、原始取得価格から株式取得時の優遇措置の控除額を減額し、この「みなし取得費」により株式譲渡益を計算します。

【具体例】

- ・あるベンチャー企業の発行株式を 500 万円で取得し、株式取得時の優遇措置 A の適用を受け、総所得から 400 万円を寄付金控除として減額した。
- ・翌年に、当該株式を 600 万円で売却した。

<所得税の確定申告>

- ・取得価額の調整を行い、原始取得価格 500 万円から寄付金控除額 400 万円を減額し、みなし取得費 100 万円を算定する。
- ・このみなし取得費を用いて株式譲渡益 500 万円（＝売却価格 600 万円－みなし取得費 100 万円）を計算する。
- ・この株式譲渡益 500 万円に申告分離課税の所得税率 15% を乗じ、所得税額 75 万円（＝500 万円×15%）を算定する。

2. 住民税の場合

株式取得時の優遇措置は所得税だけで住民税は優遇措置の対象外であることから、株式譲渡益に対する住民税（申告分離課税の 5%）の算定においては、取得価額から控除額を減額することはせず、原始取得価格を用いて株式譲渡益を計算します。

<住民税の算定>

- ・取得価額の調整を行わず、原始取得価格 500 万円が株式譲渡益を計算する際の取得価格となる。

- ・この原始取得価格 500 万円を用いて株式譲渡益 100 万円（＝売却価格 600 万円-原始取得価格 500 万円）を計算する。
- ・この株式譲渡益 100 万円に申告分離課税の住民税率 5%を乗じ、住民税額 5 万円（＝100 万円×5%）を算定する。

3. 個人投資家が行うべき住民税への対応

制度上、所得税の確定申告においてみなし取得費を用いて株式譲渡益を算定すると、地方自治体における住民税の計算においても自動的に確定申告の際に用いたみなし取得費により株式譲渡益が算定される仕組みになっています。

このため、個人投資家が何もしないと、株式譲渡益 500 万円（＝売却価格 600 万円-みなし取得費 100 万円）に対して申告分離課税の住民税率 5%を乗じて 25 万円の住民税が算定されてしまいます。

これに対応する方法として、次の 2 つが考えられます。個人投資家は、①株式譲渡に係る**所得税の確定申告の際**、株式所得に係る確定申告において税務署に提出した「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄付金控除額の計算明細書」の控えを任意添付書類として提出し、「株式等に係る譲渡所得税等の金額の計算明細書」の「④取得費（取得金額）」の欄に、「エンジェル税制の優遇措置は所得税だけで住民税は対象外なので、住民税の計算においてはみなし取得費 100 万円ではなく原始取得価格 500 万円を用いて株式譲渡益 100 万円を算定してください。」という旨の文を記載した**付箋を貼っておく**か、もしくは②**住民税を管轄する区役所や市役所の担当者に直接説明する**といったご対応を頂く方がよいと思います。

これに関しては、「エンジェル税制 Q&A集 2020年8月 中小企業庁」のQ67を参照。